

「学校給食室・保健室等空調設備整備PFI事業アドバイザー業務」委託仕様書

1. 業務の概要

本市では、給食室等への空調設備の整備や更新時期を迎える保健室等の空調設備の更新をPFI事業として行うにあたり、「民間資金等の活用による公共施設などの整備等の促進に関する法律」及び関連法令等に基づき、実施方針等の公表・特定事業の選定・募集要項の公表、事業者選定委員会の開催、事業者の選定、契約締結等の業務を予定している。

本業務は、それらの実施にあたり必要な支援・助言を行うことにより、学校給食室・保健室等空調設備整備PFI事業（以下、「本事業」と言う）の円滑な実施に寄与することを目的とする。

2. 業務の内容

(1) 事業スケジュール（案）の作成に関する業務

本事業において遵守すべき法令・条例及び適用する要綱・基準を考慮し、また、参画民間事業者準備作業及び本市の内部手続きに要する期間等を考慮し、供用開始までの詳細なスケジュール（案）を作成する。なお、必要に応じて適宜事業スケジュール（案）を修正すること。

(2) 本事業の実施に向けた市の意思決定に係る各種資料作成に関する業務

市内部の意思決定に係る各種手続きを行うにあたり必要な書類等の作成支援

(3) 実施方針等に関する業務

- ①実施方針（案）の作成、その他公表資料の内容検討及び作成支援
- ②要求水準書（案）の作成
- ③実施方針（案）等に対する質問回答（案）の作成
- ④実施方針等の説明会の開催・運営支援
- ⑤民間事業者対話の実施支援

(4) 特定事業の選定に関する業務

- ①VFMの算定及び精査
- ②本事業に対する定量・定性的評価の実施
- ③特定事業選定文書（案）の作成

(5) 入札説明書等に関する業務

- ①事業者選定方式の検討（総合評価型一般競争入札 又は 公募型プロポーザル方式）
- ②入札説明書等（入札説明書（案）、要求水準書（案）、事業者決定基準（案）、様式集（案）、事業契約書（案）、基本協定書（案））の作成
- ③入札説明書等の説明会の開催・運営支援
- ④現地見学会の開催・運営支援
- ⑤入札説明書等に対する質問回答（案）の作成
- ⑥市内業者の参画・活用を促す方策の提案・助言
- ⑦民間事業者との対話の支援

(6) 事業者選定に関する業務

- ①応募者の参加資格の確認
- ②提案内容の確認（要求水準書の達成等）
- ③審査資料（提案内容比較表等）の作成

(7) 事業者選定審査委員会の開催・運営に関する業務

- ①事業者選定審査委員会の開催
- ②事業者選定審査委員会の運営支援
- ③事業者選定審査委員会の資料（案）の作成・整理の支援
- ④議事録（案）の作成
- ⑤事業者選定審査委員会の審査講評(案)作成

(8) 契約協議に関する業務

- ①基本協定締結に向けた協議への支援
- ②事業契約締結に向けた協議への支援
- ③契約議案、債務負担議案上程に関する支援

(9) その他

- ①学校図面等資料の作成に関する支援
- ②補助金、交付金への申請手続き等に必要書類作成支援
- ③本業務を円滑に推進させるための積極的な助言・支援

3. 業務体制

- (1) 業務体制には、業務統括責任者を1名、業務担当責任者を1名配置すること。

なお、業務統括責任者及び業務担当責任者のほか業務担当者を配置してもよい。

- (2) 事業契約書（案）・基本協定書（案）の作成や締結支援、その他法的検討が必要な業務については、PFI アドバイザリー業務において法的検討支援に従事した実績を有する弁護士を配置し、業務を遂行すること。
- (3) 要求水準書（案）や事業者決定基準（案）、様式集（案）の作成支援、質問回答の支援、事業者選定支援、その他建築技術面の検討が必要な業務については、学校教育法第1条で定める学校における空調設備整備PFI事業のアドバイザリー業務（事業者公募・選定支援業務）において建築技術面の検討に従事した実績を有する者を配置し、業務を遂行すること。
- (4) 業務統括責任者とは、成果品の内容、業務担当責任者等が作成した資料、管理・運営について照査・指導を行う者で、受託者が定めた者をいう。
- (5) 業務担当責任者とは、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格を有し、業務の管理・運営等を行う者で、受託者が定めた者をいう。
- (6) 業務担当者とは、業務担当責任者の業務を補佐する者で、受託者が定めた者をいう。
- (7) 業務統括責任者、業務担当責任者は、直接的かつ恒常的（3ヵ月以上）な雇用関係にある者に限る。
- (8) 業務統括責任者は、初回協議時に業務ごとの具体的な実施方法等を示した上で、業務計画の説明を行うこと。また、成果品納品時に、業務計画と成果品を照査したことについて説明を行うこと。
- (9) 契約後、速やかに詳細な業務工程表を提出し本市の確認をうけること。履行状況報告を適宜行うこと。業務工程表は年月日単位で調整すること。
- (10) 打合せ等により本市との意思疎通を適宜行い、打合せには業務担当責任者が出席すること。
- (11) 必要に応じて現地を十分に踏査し、状況を把握・理解すること。
- (12) 市の事務、議会等を考慮し業務を計画的に進めること。また、市より業務内容に係わる資料作成を求められた場合に協力すること。

4. 成果品

本業務の成果品を以下のとおり作成すること。なお、作成した資料については、すべて四日市市にデータとして提供すること。

(1) 成果品の作成

- ①業務計画や市の指示に基づき、適宜、資料（案）や報告書を6部作成し、速やかに提出すること。ただし、事業者選定審査委員会の開催時の資料については、12部作成し、提出すること。
- ②資料（案）や報告書の様式については、特に定めのないものは任意とする。
- ③資料（案）や報告書の規格はA4判縦とするが、資料（案）や報告書が不鮮明な場合

は協議のうえ、A3判横、A1判横等に変更すること。

※A4パイプ式ファイルへ綴じること。

④電子データをCD-Rで1部提出すること。

- ・成果品の内容をPDF化
- ・成果品提出の為に作成したワード、エクセル、パワーポイント、CAD等のデータファイル

⑤黒表紙金文字製本を1部作成し、提出すること。

(2) 成果品の主な項目

- ①事業スケジュール（案）
- ②市内部の意思決定に係る手続き等に必要な資料（案）
- ③実施方針（案）
- ④実施方針説明会資料（案）、議事録（案）
- ⑤実施方針等に関する質問回答資料（案）
- ⑥要求水準書（案）
- ⑦特定事業選定文書（案）
- ⑧VFM試算結果等検証資料
- ⑨入札説明書（案）
- ⑩事業者決定基準（案）
- ⑪様式集（案）
- ⑫事業契約書（案）
- ⑬基本協定書（案）
- ⑭入札説明書等に関する質問回答資料（案）
- ⑮事業者選定審査委員会の資料（案）
- ⑯事業者選定審査委員会の議事録（案）
- ⑰審査講評（案）
- ⑱学校図面等の資料（案）
- ⑲文部科学省の学校施設環境改善交付金への申請手続き等にかかる資料（案）
- ⑳その他業務を遂行する上で必要となる資料

(3) 成果品の審査

- ①成果品を提出後、本市の検査を受けなければならない。
- ②成果品の検査において、受託者の責において、本市監督職員から訂正等を指示された場合には、直ちにこれを訂正しなければならない。
- ③業務の完了後において、成果品の内容に関する不備及びくい違いが発見された場合、本市監督職員の指示に従いこれを是正しなければならない。

- ④成果品は、いつ誰がみても同じ解釈で正しく理解でき、よく整理され、見やすく、扱いやすい明解なものとする。また、成果品に記載された情報の根拠をいつ誰がみても追跡できるように出典、頁、検討手順等を明記すること。

(4) 成果品の帰属

本業務契約に基づいて作成された成果品は、すべて本市に帰属する。本市の許可なく他に公表、貸与または使用等をしてはならない。

(5) 成果品の履行期限

- A. 成果品①③については、令和3年3月29日までに提出することとする。
B. 成果品①③以外については、事業の進捗に合わせて市の指示により適宜提出することとする。

5. 業務委託期間

委託契約締結日から令和4年3月31日まで

6. 委託料の支払

- (1) 令和2年度分の支払いについては、成果品(①、③)を確認後、契約金額の3分の1以内の額を支払うこととする。(部分払い)
(2) 令和3年度分の支払いについては、業務完了時に成果品(①、③以外)を確認後、契約金額から令和2年度分を差し引いた額を支払うこととする。(完了払い)

7. 共通事項

- (1) 本委託業務は契約書、約款、設計図書等による他は本仕様書により実施する。
(2) 業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理し、必要と無くなった時点で速やかに返却すること。
(3) 本市担当職員との打合せは、すべて記録を作成し提出すること。
(4) 成果品及びその著作権は全て委託者の所有とし、委託者の書面による承諾を得ないで他に公表、貸与又は使用してはならない。
(5) 本業務で知り得た一切の情報を、承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。
(6) その他疑義が生じた場合は速やかに本市担当職員と協議すること。
(7) 本業務の受託者及び協力会社は、完了後に本市がPFI方式で学校給食・保健室等空調設備整備事業の公募を行った場合、特定事業者選定の事業に参加できないものとする。
(8) 業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。また、検討を行う事業についても関連する法令等を遵守した計画としなければならない。

- (9) 本業務に関する費用は受託者の負担とする。
- (10) 文部科学省の技術基準を確認し検討すること。
- (11) 暴力団等不当介入に関する事項

- 1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

- 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

- (12) 障害者差別解消に関する事項

- 1. 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施(以下「本業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領(平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。)に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

- 2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

対象校一覧

<小学校> 37校

名称	位置
中部西小学校	四日市市北町 2-23
浜田小学校	四日市市北浜田町 13-6
橋北小学校	四日市市川原町 25-22
海蔵小学校	四日市市大字東阿倉川 578-1
塩浜小学校	四日市市塩浜町 1
富田小学校	四日市市富田一丁目 24-49
富洲原小学校	四日市市富州原町 31-14
羽津小学校	四日市市大宮町 16-35
常磐小学校	四日市市城西町 9-14
日永小学校	四日市市日永四丁目 5-13
四郷小学校	四日市市西日野町 3207-1
内部小学校	四日市市采女町 888-1
小山田小学校	四日市市山田町 1373-1
河原田小学校	四日市市河原田町 70
川島小学校	四日市市川島町 2046
神前小学校	四日市市曾井町 493-1
桜小学校	四日市市桜町 1257
県小学校	四日市市赤水町 1002
三重小学校	四日市市東坂部町 222-2
大矢知興讓小学校	四日市市大矢知町 1212
八郷小学校	四日市市平津町 99-1
下野小学校	四日市市朝明町 475-1
保々小学校	四日市市西村町 2741
水沢小学校	四日市市水沢町 2491
高花平小学校	四日市市高花平二丁目 1
泊山小学校	四日市市大字日永 5530-19
笹川小学校	四日市市笹川六丁目 25
常磐西小学校	四日市市大字松本 764
三重西小学校	四日市市三重三丁目 129
大谷台小学校	四日市市大谷台一丁目 204

桜台小学校	四日市市桜台一丁目 32
三重北小学校	四日市市山之一色町 90
八郷西小学校	四日市市萱生町 1086
羽津北小学校	四日市市大字羽津 500
内部東小学校	四日市市采女町 423-4
中央小学校	四日市市元新町 2-36
楠小学校	四日市市楠町北五味塚 2060-9

<中学校> 22校

名称	位置
中部中学校	四日市市西浦二丁目 5-36
橋北中学校	四日市市高浜町 1-4
港中学校	四日市市十七軒町 10-41
塩浜中学校	四日市市大字塩浜 4096
山手中学校	四日市市大字東阿倉川 70
富田中学校	四日市市東茂福町 4-19
富洲原中学校	四日市市天カ須賀五丁目 3-10
笹川中学校	四日市市西日野町 268-2
南中学校	四日市市前田町 18-17
三滝中学校	四日市市高角町 2068-2
大池中学校	四日市市下海老町 2662-1
朝明中学校	四日市市平津町 409-2
保々中学校	四日市市西村町 2787-2
常磐中学校	四日市市大字松本 810
西陵中学校	四日市市西山町 7229
西笹川中学校	四日市市笹川四丁目 104
三重平中学校	四日市市三重八丁目 1番地
羽津中学校	四日市市大字羽津甲 26
西朝明中学校	四日市市北山町 1169
桜中学校	四日市市桜町 1604
内部中学校	四日市市波木町 697
楠中学校	四日市市楠町北五味塚 2092